

兵庫県警察緊急自動車総合訓練センターの管理及び使用要領について（例規甲）

〔 令和元年12月11日
兵警教例規第30号 〕

1 趣旨

この要領は、緊急自動車の乗務員等に対する運転訓練を始めとした各種訓練を組織的に推進し、執行力の強化を図るため、兵庫県警察緊急自動車総合訓練センター（以下「訓練センター」という。）の適正な管理及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

2 施設

兵庫県小野市山田町字奥谷1987に訓練センターを置き、その施設は、次のとおりとする。

- (1) 教場棟
- (2) 車庫棟（地域部車庫及び交通部車庫）
- (3) 基本訓練場
- (4) 四輪訓練場
- (5) 急制動場
- (6) 不整地場

3 施設管理責任者等

(1) 施設管理責任者

ア 訓練センターに施設管理責任者を置き、警務部教養課長をもって充てる。

イ 施設管理責任者は、訓練センター（車庫棟の各車庫を除く。）の使用、防火管理、環境整備その他施設の管理に関する事務を行う。

(2) 車庫管理責任者

ア 訓練センター車庫棟の各車庫に車庫管理責任者を置き、地域部地域指導課長及び交通部交通機動隊長をもって充てる。

イ 車庫管理責任者は、各車庫の防火管理、環境整備その他車庫の管理に関する事務を行う。

4 施設使用時間

訓練センターの施設を使用することができる時間は、原則として、午前9時00分から午後5時45分までの間とする。ただし、施設管理責任者と事前に協議を行いその承認を得た場合は、この限りではない。

5 施設使用の申込み等

(1) 使用の申込み

所属長は、訓練センターの施設を使用しようとする場合は、使用を希望する日が属する月の前月の20日までに緊急自動車総合訓練センター使用申込書（別記様式。以下「申

込書」という。)により施設管理責任者に申込みを行うものとする。ただし、急遽、使用する必要がある場合は、その都度、申込書により施設管理責任者に使用の申込みを行うことができるものとする。

(2) 使用の承認

施設管理責任者は、前記(1)の規定により受理した申込みについて特に支障がないと認めるときは、その使用を承認するものとする。ただし、申込みの重複その他の事由により必要があると認めるときは、その使用を制限し、又は調整することができる。

6 使用上の留意事項

訓練センターを使用する場合は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 運転訓練を実施するときは、原則として、自所属において訓練用の車両を準備すること。
- (2) 訓練場において、火気を使用しないこと。
- (3) 訓練センターの敷地内に、物件をみだりに放置しないこと。
- (4) 整理整頓を確実に行之、火気、照明、施錠等の確認を徹底すること。
- (5) 前記(1)から(4)までに掲げるもののほか、施設管理責任者が示す事項を遵守すること。